

一般財形貯蓄

平成26年4月1日現在

1. 商品名	・一般財形貯蓄
2. 販売対象	・財産形成預金取扱契約先企業の勤労者の方。 ・同一金融機関で複数契約が可能です。
3. 期間	積立期間3年以上 (年1回以上の預入が必要です。)
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額	・事業主が預金者の給与(ボーナスを含む)から天引きし、預入をします。 (預入毎に、一口の3年自動継続期日指定定期預金(元利継続)を作成します。) ・1,000円以上
5. 払戻方法	・原則として預入日から1年間は払い戻しできません。 ・積立金額全額を払い戻す場合、口座解約と全額払出の2通りがあります。 ・1万円以上で積立金額の一部払い戻しができます。(1カ月以上前に指定が必要です。) ・口座取引店でのみ、払い戻しが可能です。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・固定金利 ・預入時または継続日の店頭表示の利率を約定利率として適用します。 ・利息は、個々の定期預金毎に、1年複利計算で預入れ3年後に元加し、満期時に一括してお支払いします。 ・預入日から満期日(継続するときは最長預入期限)の前日までの日数に応じて、預入日現在における店頭表示の預金利率表記載の次の利率を適用します。 預入日から満期までの期間(1年以上2年未満の場合) 当金庫所定の「2年未満」の利率 預入日から満期までの期間(2年以上の場合) 当金庫所定の「2年以上」の利率 ・1年毎の複利計算(付利単位を1円とした1年を365日とする日割り計算)で、期日(解約された場合は解約日)に一括利息計算します。
7. 税金	・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※「復興特別所得税」0.315%が付加される2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる利息には、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税が適用されます。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	—
10. 中途解約時の取扱い	・個々の定期預金毎の解約が満期日前となる場合は、「定期預金の期限前解約利率一覧表」の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した中途解約利息とともにお支払いします。 なお、この利率が、解約日における普通預金利率より低い場合は、その普通預金利率を適用します。
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業店に、お取引のある支店若しくは本部業務部(9時~17時、電話:0766-67-1022)までお申し出ください。 紛争解決処理 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)、富山県弁護士会(076-421-4811)、金沢弁護士会(076-221-0242)、福井弁護士会(0776-23-5255)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。

頁7

財形年金貯蓄

平成26年4月1日現在

1. 商品名	・財形年金貯蓄
2. 販売対象	・財産形成預金取扱契約先企業の勤労者の方で、契約時の年齢が満55歳未満の方。 ・一人一契約です。
3. 期間	積立期間5年以上 (年1回以上の預入が必要です) (2年以上積立を中断することは出来ません。)
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額	・事業主が預金者の給与(ボーナスを含む)から天引きし、預入をします。 (預入毎に、一口の3年自動継続期日指定定期預金(元利継続)を作成します。ただし、年金元金計算日までの期間が、1年未満の場合は、年金元金計算日を満期日とする1口の満期日指定のスーパー定期とします。) ・1,000円以上
5. 払戻方法 (1) 据置期間 (2) 年金支払開始日 (3) 年金受給期間及び払出 (4) 目的外払出	・口座取引店でのみ、払い戻しが可能です。 ・最終預入日から6ヵ月以上、5年以内の範囲で据置期間を指定できます。 ・満60歳の誕生日以降で、1日から28日までの任意の日を指定できます。 ・年金支払開始日から5年以上20年以内の期間にわたって、3ヵ月おきに払い戻しします。(年金としてお受け取り) ・年金受取目的以外の払い戻しの場合、全額払出・解約となります。(一部払い戻しは出来ません。また、期日の指定も出来ません。)
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・固定金利 ・預入時または継続日の店頭表示の利率を約定利率として適用します。 ・満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともにお支払いします。 ・付利単位を1円とした1年を365日と日割計算します。 ・預入金額ごとの預金の種類によって、次の通り計算します。 <預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合> 預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数について、預入日(継続をしたときはその継続日)における次の預入期間に応じた利率によって計算します。 預入日から満期までの期間(1年以上2年未満の場合) 当金庫所定の「2年未満」の利率 預入日から満期までの期間(2年以上の場合) 当金庫所定の「2年以上」の利率 <預入金額ごとの預金がスーパー定期の場合> 預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数について、預入日における当金庫所定の利率によって計算します。
7. 税金	・財形住宅貯蓄と合算で元利金合わせて550万円まで非課税です。 ・非課税限度額超過日以降、元本全額の利息について、20%(国税15%、地方税5%)の分離課税が適用されます。 ※ただし、「復興特別所得税」0.315%が付加される2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる利息には、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税が適用されます。 ・年金受取目的以外の払い出しの場合(災害・疫病・その他これに類するやむを得ない場合等を除く)、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済みの利息についても、5年間(預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで)にわたり遡って20%(国税15%、地方税5%)で計算した税額を追徴します。 ※ただし、「復興特別所得税」0.315%が付加される2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる利息には、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税が適用されます。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	—
10. 中途解約時の取扱い	・個々の定期預金毎の解約が満期日前となる場合は、預金の種類により、次のとおり計算し、この預金とともにお支払します。

	<p><預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合> 預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から、解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率によって1年複利で計算します。 なお、この利率が、解約日における普通預金利率より低い場合は、その普通預金利率を適用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中途解約までの期間（6ヵ月未満） 解約日における普通預金の利率 ・ 中途解約までの期間（6ヵ月以上1年未満） 預入時の2年以上の利率×40% ・ 中途解約までの期間（1年以上1年6ヵ月未満） 預入時の2年以上の利率×50% ・ 中途解約までの期間（1年6ヵ月以上2年未満） 預入時の2年以上の利率×60% ・ 中途解約までの期間（2年以上2年6ヵ月未満） 預入時の2年以上の利率×70% ・ 中途解約までの期間（2年6ヵ月以上3年未満） 預入時の2年以上の利率×90% <p>（注）小数点第4位以下切捨</p> <p><預入金額ごとの預金がスーパー定期の場合> 預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率によって計算します。 なおこの利率が、解約日における普通預金利率より低い場合は、その普通預金利率を適用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中途解約までの期間（6ヵ月未満） 解約日における普通預金の利率 ・ 中途解約までの期間（6ヵ月以上1年未満） 預入日における当金庫所定の利率の50% <p>（注）小数点第4位以下切捨</p>
11. 金利情報の入手方法	
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
13. その他参考となる事項	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業店に、お取引のある支店若しくは本部業務部（9時～17時、電話:0766-67-1022）までお申し出ください。</p> <p>紛争解決処理 東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会（03-3595-8588）、第二東京弁護士会（03-3581-2249）、富山県弁護士会（076-421-4811）、金沢弁護士会（076-221-0242）、福井弁護士会（0776-23-5255）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話:03-3517-5825）までお申し出ください。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非課税限度額を超えても積立は継続することは出来ませんが、非課税枠を超過した日以降、元本全額についての利息が課税扱いとなります。 ・ その他、詳しくは窓口までお問い合わせ下さい。

財形住宅貯蓄

平成26年4月1日現在

1. 商品名	・財形住宅貯蓄
2. 販売対象	・財産形成預金取扱契約先企業の勤労者の方で、契約時の年齢が満55歳未満の方。 ・一人一契約です。
3. 期間	積立期間5年以上 (年1回以上の預入が必要です。) (2年以上積立を中断することは出来ません。) (積立期間が5年未満でも、要件を満たす住宅取得等の目的での払出しは可能です。)
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額	・事業主が預金者の給与(ボーナスを含む)から天引きし、預入をします。預入毎に、一口の3年自動継続期日指定定期預金(元利継続)を作成します。 ・1,000円以上
5. 払戻方法	・持家の新築・購入・増改築目的の場合、払い戻しが可能です。(新築・購入・増改築等から1年以内に払い戻しが必要等の制限があります。) ・持家としての住宅を取得または、増改築等の頭金に充てる時は、残高の90%を限度として1回に限り払い戻しが可能です。この場合、一部払い戻し後、2年以内かつ住宅取得または増改築等の日から1年以内に残額の払い戻しが必要です。 ・住宅取得目的以外の払い戻しの場合、全額払出・解約となります。 ・口座取引店でのみ、払い戻しが可能です。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・固定金利 ・預入時または継続日の店頭表示の利率を約定利率として適用します。 ・払戻の際に元金と共に支払います。 ・預入日から満期日(継続するときは最長預入期限)の前日までの日数に応じて、預入日現在における店頭表示の預金利率表記載の次の利率を適用します。 預入日から満期までの期間(1年以上2年未満の場合) 当金庫所定の「2年未満」の利率 預入日から満期までの期間(2年以上の場合) 当金庫所定の「2年以上」の利率 ・1年毎の複利計算(付利単位を1円とした1年を365日とする日割り計算)
7. 税金	・財形年金預金と合算で元利金合わせて550万円まで非課税です。 ・非課税限度額超過日以降、元本全額の利息について、20%(国税15%、地方税5%)の分離課税が適用されます。 ※ただし、「復興特別所得税」0.315%が付加される2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる利息には、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税が適用されます。 ・下記の場合、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済みの利息についても、5年間(預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで)にわたり遡って20%(国税15%、地方税5%)にて計算した税額を追徴します。 A. 住宅目的以外の払出しの場合 B. 住宅取得または、増改築等による一部払出後、2年以内に残額を払出さなかった場合 C. 住宅取得または、増改築等による一部払出後、2年以内で住宅取得日または増改築の日から1年を経過して残高の払出しがあった場合(ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。) ※ただし、「復興特別所得税」0.315%が付加される2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる利息には、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税が適用されます。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	—
10. 中途解約時の取扱い	・個々の定期預金毎の解約が満期日前となる場合は、「定期預金の期限前解約利率一覧表」の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日

	<p>の前日までの日数により1年毎の複利計算した中途解約利息とともにお支払いします。</p> <p>なお、この利率が、解約日における普通預金利率より低い場合は、その普通預金利率を適用します。</p>
1 1. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
1 2. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業店に、お取引のある支店若しくは本部業務部（9時～17時、電話:0766-67-1022）までお申し出ください。</p> <p>紛争解決処理 東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会（03-3595-8588）、第二東京弁護士会（03-3581-2249）、富山県弁護士会（076-421-4811）、金沢弁護士会（076-221-0242）、福井弁護士会（0776-23-5255）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんさん相談所（9時～17時、電話:03-3517-5825）までお申し出ください。</p>
1 3. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 非課税限度額を超えても積立は継続することは出来ませんが、非課税枠を超過した日以降、元本全額についての利息が課税扱いとなります。 住宅の新築・購入・増改築等についての払出し等については、一定の条件があります。また、確認書類も必要となりますので、詳しくは窓口にお問い合わせ下さい。

預9